

新規事業評価調書

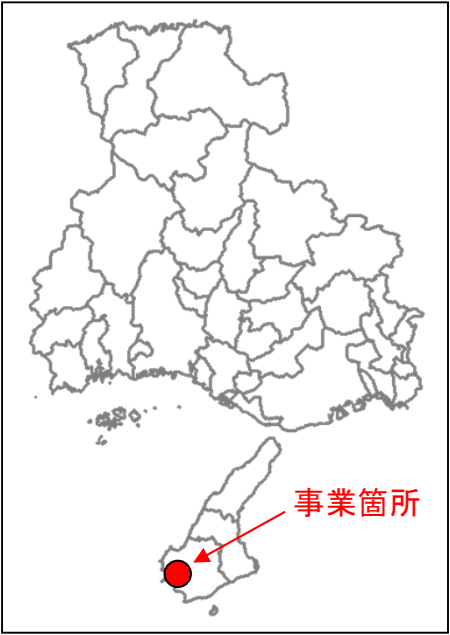
【急傾斜地崩壊対策事業】

西十軒屋地区

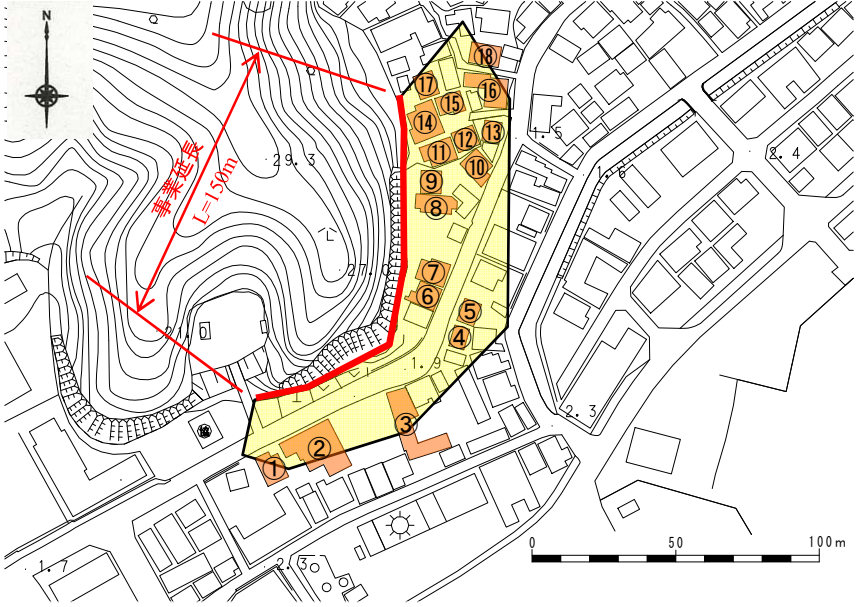
県土整備部
土木局 砂防課

投資事業評価調書（新規）

| | | | | | | |
|--|--|-----------------------|---|--------|----------------|--------|
| 部課室名 | 県土整備部土木局 砂防課 | 記入責任者職氏名 (担当者氏名) | 砂防課長 市川和幸 (主幹 肥田憲明) | 内線 | 4459 (4467) | |
| 事業種目 | 事業名 | 事業区間 | 総事業費 | 内用地補償費 | 着手予定年度 | 完了予定年度 |
| 急傾斜地崩壊対策事業 | 急傾斜地崩壊対策 にしじゅっけんや 西十軒屋地区 | 南あわじ市 ふくらおつ 福良乙 | 1.1億円 | — | 平成27年度 | 平成29年度 |
| 事業目的 | | | 事業内容 | | | |
| <p>当地区は、斜面崩壊の危険性が高いことから、急傾斜地崩壊危険箇所となっており、斜面の下部には人家18戸、市道（避難路）などがある。</p> <p>そのため、地域の人命・財産を守り、安全・安心な暮らしを支えるために、「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画（H26～H30）」に基づき、急傾斜地崩壊対策を実施する。</p> | | | <p>擁壁工 延長150m 高さ3.0m～6.0m</p> <p>[負担割合] 国・県：各45.0% 地 元： 10.0%</p> | | | |
| 評価視点 | 評価結果の説明 | | | | | |
| (1) 必要性 | <p>①西十軒屋地区にある急傾斜地崩壊危険箇所（福良港より西へ約0.4km）である。</p> <p>②斜面は荒廃しており、崩壊箇所も認められ、危険な状態である。</p> <p>③がけ直下に多くの人家が連たんしており、土砂災害の危険性が高い。</p> | | | | | |
| (2) 有効性・効率性 (執行環境状況) | <p>①警戒避難体制の整備に加え、ハード整備により土砂災害対策の充実を図り、地域の安全・安心な暮らしの確保に大きな効果がある。</p> <p>②地元要望が強く、工事に対する地元の理解が得られていることから、円滑な事業の執行が可能である。</p> | | | | | |
| (3) 環境適合性 | ①斜面の改変を最小限にとどめ、既存木を可能な限り残し、周辺環境との調和に努める。 | | | | | |
| (4) 優先性 | ①保全対象には人家18戸があるほか、市道（避難路）などがある。また、斜面には崩壊跡がみられ荒廃が進行していることから、早期事業着手を図る。 | | | | | |



位置図
1:40,000



| 凡例 | |
|---|--------|
| | 事業実施箇所 |
| | 被害想定区域 |
| | 保全人家等 |

横断図

